

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、「鳥取県会計規則」（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 業務の名称
カラーレーザー複合機の賃貸借及び保守業務
- (2) 借入物品の名称
カラーレーザー複合機
- (3) 業務の仕様
別添カラーレーザー複合機の賃貸借及び保守仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 業務期間及び賃貸借期間
令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで
- (5) 納入期限
令和 7 年 9 月 1 日（月）
- (6) 納入場所
鳥取県米子市夜見町 3001-8
鳥取県立産業人材育成センター米子校 デザイン科教室（2 階 エレベーターあり）

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立産業人材育成センター米子校

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び賃貸借の仕様に関する担当部局
〒683-0851 鳥取県米子市夜見町 3001-8
鳥取県立産業人材育成センター米子校 総務担当

電話 0859-24-0371

電子メール sangyoujinzai-yonago@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和7年6月27日(金)から同年7月9日(水)までの間にインターネットのとりネット鳥取県立産業人材育成センター米子校ホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenyonago/>) から入手すること。ただし、これにより
難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年6月27日(金)から同年7月9日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の
午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年7月14日(月) 午前11時 即時開札。

イ 場所

〒683-0851 鳥取県米子市夜見町 3001-8

鳥取県立産業人材育成センター米子校 会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)を作成し、電子メールにより4の(1)の
場所に令和7年7月4日(金)までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミ
リによる質問は受け付けけないものとする。

なお、電子メールにより質問する場合は、件名に「カラーレーザー複合機の賃貸借及び保守業
務について」と記載すること。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、令和7年7月7日(月)にインターネットの鳥取県立産業人材育成セン
ター米子校ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenyonago/>)によりまとめて
閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、令和7年7月9日(水)
正午までに郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受け
なければならない。

(2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

(5) 仕様書の4に示す参考機種以外の同等品等で入札を行う場合は、令和7年7月4日(金)午後5
時までに仕様を満たすことが確認できるカタログ等の資料を4の(1)の場所に提出し、承認を
得たうえで入札すること。なお、承認の可否は、令和7年7月7日(月)午後5時までに提出者
へ通知する。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第1号）
- (2) 2の(4)を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年7月9日（水）午後5時までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立産業人材育成センター所長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年7月10日（木）正午までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県立産業人材育成センター所長は、説明を求めた者に対して令和7年7月11日（金）までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札は、紙入札による。
- (2) 入札書（様式第4号）に記載する金額は、(3)に示す方法により算出した複合機1台当たりの月間賃借料及び保守料単価を(4)に示す方法により計算した賃借料及び保守料の合計額とすること。

なお、月間賃借料及び保守料単価は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額とすること。

また、この契約は、賃貸借にあつては1台1月当たりの単価、保守業務にあつては複写片面1枚当たりの単価による単価契約とする。このため落札金額が契約金額とならないので注意すること。

- (3) 入札書（様式第4号）に記載する金額の算出方法は次のとおりとする。

ア 賃借料

複合機1台当たりの月間賃借料とし、複合機の搬入、設置、撤去、搬出、設定等に要する一切の経費を含むものとする。なお、ファクシミリ回線のマルチポート装置又は複写枚数管理装置を要する複合機については、当該装置の経費も賃借料に含むものとする。

イ 保守料

(ア) 保守料単価とし、修繕、トナー交換及び消耗品（用紙及びステープルを除く。）の供給及びカウンター情報等の取得に要する一切の経費を含むものとする。

(イ) 単一の単価を入力すること。

(ウ) 複写片面1枚当たりの単価を入力すること（小数点以下第2位までを入力することができる。）。

- (4) 賃借料及び保守料の計算方法は次のとおりとする。

ア 賃借料

賃借料＝複合機1台当たりの月間賃借料×60ヵ月

イ 保守料

保守料＝（保守料単価×仕様書の10に示す年間複写使用見込枚数）×5ヵ年

ウ 賃借料及び保守料の合計額

ア+イ

- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (5) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (6) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (7) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札時に必ず委任状（様式第3号）を提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (8) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立産業人材育成センター所長 難波 康夫」とすること。
- (9) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。ただし、再度入札における入札書は、封筒に密封しなくてもよい。
- (10) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。
- (11) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (12) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札書に記載の月額賃貸借料に60を乗じて得た金額及び保守料単価に仕様書の10に示すそれぞれの年間複写使用見込枚数を乗じて得た金額の合計額に、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「支払予定総額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を4の(4)の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (6) 記名のない入札書による入札
- (7) 入札書を鉛筆で記載した入札

- (8) 入札書の金額、氏名その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (9) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (11) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した賃貸借及び保守業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が 2 名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。落札者となるべき同価の入札を行った者は、くじを引くことを辞退出来ないものとする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として支払予定総額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 10 の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書(様式第5号)を、4の(1)の場所に提出すること。

(6) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、4の(1)の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

(7) その他

ア 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えない範囲内で用語を変更するときがある。